

第三者の行為による傷病届

被害者関係	被保険者証 記号・番号	●● — ●●●●	被保険者氏名 (自署)	健 保 太	
	現住所・Tel	〒 (100 — ●●●●) 住所: 東京都千代田区●●2-13-10			
	被害者が勤務している 事業所	名 称	●●生命保険株式会社		
		所 在 地	東京都千代田区●●1-		
被扶養者が受けた事故であるとき		氏 名			
加害者関係	加 害 者	氏 名	●● ●●	生年月日	S 36年 8月 1日 H
		現 住 所	東京都●●区●● Tel: 03 (●●●●) ●●●●		
	加 害 者 の 勤 務 先	名 称 又 は 氏 名	●●●●株式会社		
		所在地又は住所	東京都●●区●● Tel: 03 (●●●●) ●●●●		
加害者がわからないときはその理由					
事 故 の 内 容	発 生 日 時	2021年 ● 月 ● 日 午前 6時 30分頃 後			
	発 生 場 所	東京都渋谷区●●1-1-1			
	負傷原因 (詳細に記入してください)	1.業務上の災害 2.通勤途上の災害		ハ. これから手続する	
		3. 上記以外.....		二. 加害者がある (交通事故等) ホ. 加害者はいない	
	事故の状況 (何をしているとき受傷したか等)				
	事故の種類	自動車 バイク	事故・自転車事故・	殴打 刺傷	事故・その他 ()
	警察官の立合	あった ・ ない ・ ないが届出済 ・ 警察へ未届出			
所 轄 署	●● 警察署			交番	
過失の割合	自 分 の 過 失		相 手 の 過 失		
	20 %		80 %		

・第三者行為とは、他人による加害行為です。

・第三者の行為によって、けが等をした場合には、その医療費は、加害者に負担していただきます。

業務上の事故の場合は、健康保険は使えません。
労災保険になりますので、会社担当部署へお問い合わせください。

当届出の提出時に過失割合が不明の場合には、無記入で可。
但し、最終的には、当健保へ報告していただき、その報告に基づいて、当健保において、過失割合が妥当かどうか判断し、求償します。

受付日付印

示談の内容	示談成立	年 月 日	成立して		
	示談交渉中	年 月 日 現在	いないときは	その理由	
	自動車賠償	・加害者と被害者で示談をしてしまうと、かかった医療費等を求償できなくなる場合があります。 ・示談を行う前に、その内容について、当健保へご連絡ください。			
被害者の治療状況	治療開始年月日	2009年 ●月 ●日	治療費の区分	健保・自費・加害者・その他()	
	治癒見込年月日	年 月 日	④ 下記の記入順位は治療を受けた順に記入して下さい。		
	治療を受けた医療機関	医療機関名	所在地	治療期間	
	1	●●病院			
加害者の自動車保険加入状況	自賠責	<input checked="" type="radio"/> 入っている <input type="radio"/> 入っていない	入っていないときはその理由		
	保有者の車	氏名	●● ●●	加害者との関係	本人
		住所	東京都●●区●● Tel: 03 (●●●●) ●●●●		
	保険証明番号	第 1234567 号			
	車の種別	●●	車の登録番号	K123456	
	車台番号	●●	保険加入機関	自至 2008年●月●日 3年 2011年●月●日	
	契約保険会社名	名称	●●●●損害保険会社		
		所在地	(〒170 - ●●●●) Tel: 03 (●●●●) ●●●● 東京都●●区		
	任意(対人)保険	<input checked="" type="radio"/> 入っている <input type="radio"/> 入っていない	入っていないときはその理由		
	保険証明番号	第 1234567 号			
契約保険会社名	名称	●●●●損害保険会社			
	所在地	(〒170 - ●●●●) Tel: 03 (●●●●) ●●●● 東京都●●区			

【確認書類】

- (1) 「事故発生状況報告書」
- (2) 「自動車事故証明書」
- (3) 「第三者事故念書」(被保険者自身で記入する書類)
- (4) 「第三者事故用誓約書」(加害者に記入してもらう書類)

※示談をしたときは示談書(写)

健康保険法 施行規則 第六十五条(第三者の行為による被害の届出)

療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

- 一 届出に係る事実
- 二 第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 三 被害の状況